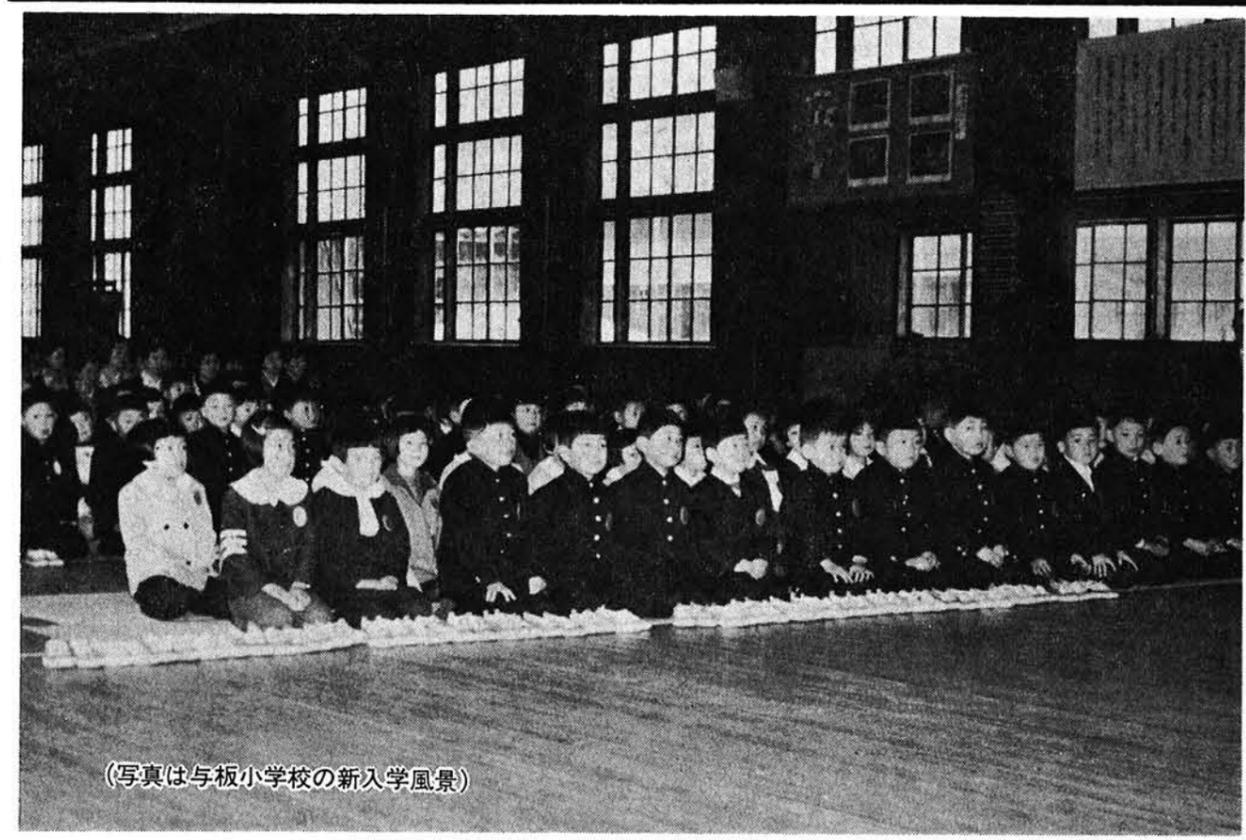


町長 内山大三筆

4月 (No. 34)

昭和44年4月10日 ■発行／与板町 (代表者 与板町長内山大三) ■編集 与板町だより編集委員会



(写真は与板小学校の新入学風景)

●きょうから一年生

希望に胸ふくらませ元気に登校

待ちに待ったきょう。きょうから一年生、新入学児童がかくしきれない喜びと希望に胸ふくらませ初めて登校してきました。今年の新入生は121人これから幾多の困難が待ち受け風雪にさらされるかも知れませんが、将来をになう児童をみんなであたたかく見守つてやりましょう。

人口の動き		
3月31日現在		
()は2月末との比較		
人口	8,160人	(- 68人)
男	3,947人	(- 44人)
女	4,213人	(- 24人)
世帯	1,771	(- 5)
出生	11人	死亡 10人
転入	41人	転出 110人

三月定例議会終る………2
 昭和四十四年度
 当初予算決する………3・4
 通算年金制度の解説………5
 町立本与板保育所が完成………6
 妊婦さんに牛乳が支給になります………6

おもな内容は

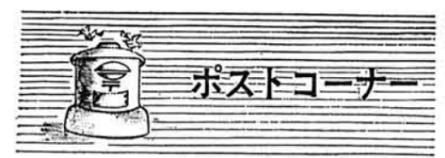
春の全国交通安全運動

期間 5月11日～20日迄10日間
 交通事故防止にご協力下さい。

春の交通安全運動が5月11日から20日までの10日間全国で展開されることになりました。交通事故は皆さんの御協力にもかかわらず毎年増加しつづけ与板町でも昨年は23件の人身事故が発生し人々が傷ついております。このため各種事故防止対策を講じておりますがいつこうに減少する気配が見えません。交通事故を防止するには皆さん個人個人の交通事故防止に対する自覚が一番大切です。

そこでこの春の運動期間中、次の重点事項を掲げ運動を進めたいと思いますので御協力下さい。

- ①子ども、としよりの交通安全の確保
- ②正しい横断の励行と歩行者保護の徹底
- ③飲酒運転の追放



簡易保険のじょうずな利用法

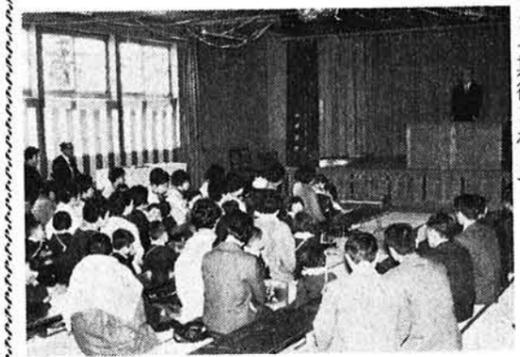
簡易保険で海外旅行を!

最近の海外旅行ブームに乗って全国的に、簡易保険を海外旅行に結びつけた加入が目立つて増えており、現在、25万件(推計)にのぼる盛況を示しています。これは昭和37年新潟郵便局がはじめたものですが、簡易保険の10年満期、15年満期の養老保険に加入して、毎月掛金をし、この保険が満期となつた際に受取れる保険金と配当金を海外旅行費用にあてようというものです。新潟簡保海外旅行交友会の一行が全国にさがりかけて3月25日羽田空港を飛び立ち香港、マカオ、台北を回つて30日帰りました。このような目的で加入した簡易保険の保険料は、団体扱として、その際支給される奨励金を積立て国内旅行の費用にもあてているものが多いようです。簡易保険では、全国の主な観光地に「簡易保険保養センター」という安くて便利な宿泊施設を設けていますので国内旅行にはこれを利用するケースもあります。つまり、海外旅行と国内旅行をミックスした簡易保険の利用がレジャーブームにうまくマツチしたため、全国的に拡がったといえそうです。

町立本与板保育所完成

四月三日に喜びの開所式

当町初の町立本与板保育所が完成四月三日に、よろこびの開所式が行こなわれました。この町立本与板保育所は本与板公民館の一部を利用して作られたもので二つの教室と室内運動場があります。教室には幼児の情操教育に役立つためオルガンが備え付けられてあり、又、室内運動場には幼児用の遊具も豊富にあります。ここに入所する園児は三十八人で二人の保育が保育にあたります。この完成により同地区の子供達の幼児教育に多に貢献できるものと期待されます。



町立本与板保育所完成

妊婦さんに牛乳が支給になります

四月一日から妊娠された方々に、健康な赤ちゃんを産んでいただくため、妊娠後六ヶ月間(妊娠五ヶ月以後お産された月の月末まで)牛乳を支給することになりました。毎月二十五日迄に妊娠の届出をされた方(母子手帳の発行をされた方)で、妊娠五ヶ月以後の人に翌月の一日から牛乳を支給いたします。妊娠の届出は早めに行つて下さい。

牛乳の標示が変わりました

四月一日から牛乳、加工乳のキャップの標示が配達(販売)曜日から、製造日に変わりました。したがって配達される日より一日か二日前の日付けのあるものが配達される場合もあります。品質は以前と変わりありません。しかし配達された牛乳は、早めに飲むか、すぐ飲まない場合は必ず冷蔵庫に保管して下さい。牛乳は換代五度位の冷蔵庫で保存した場合、製造日から五日位はよい品質が保てると言われています。又乳飲料、乳酸菌飲料等については七月一日から標示が変更されることとなります。

新潟県中小企業設備近代化 資金貸付について

- ①対象業種企業
同一業種について引きつづき三年以上の営業経歴を有している中小企業者で、製造業、サービス業、建設業、運送業、小売業。
- ②対象設備
毎年、国で決められる設備で、次の要件を備えたもの。
(1)性能が優秀であること。
(2)原則として新品であること。
(3)原則として発注(契約)納入、着工、設置完了が申請の年度中であるもの。
- ③貸付率
設備の設置に要する金額の2分の1。
- ④貸付額の限度
1企業当り原則として10万円以上300万円以下。
- ⑤利子 無利子
- ⑥受付期間
4月20日～5月20日まで。
- ⑦受付場所
与板町役場産業課
尚詳細については産業課へおいで下さい。

よいた町だより 44. 4. 10 発行

通算年金制度の解説

通算対象期間(その三)

配偶者期間等も通算。前に述べたように、通算対象期間の中には、被用者年金(例えば厚生年金)の配偶者など、国民年金に任意加入できる者で任意加入しなかつた期間も通算されますが、このように年金に加入しない期間でも、通算対象期間とされる場合は他にどんなものがあるか、次にあげてみましょう。

一、国民年金以外の年金制度の加入者の配偶者期間。
二、国民年金以外の公的年金制度の老令又は退職年金の受給者又はその資格期間を満たしている者の配偶者期間。
三、恩給法に基づく年金を受けることができる者及びその者の配偶者期間等も通算。

四、国民年金以外の年金制度とか戦争病者戦没者遺族等援護法による障害年金が受けられる者とその配偶者期間。
五、遺族年金、遺族扶助料を受けることができる者の期間。
六、未婚者留守家族援護法に基づく留守家族手当又は特別手当を受けることができる者の期間。

以上の期間は、あくまでも国民年金に入つても入らなくても良い者(任意加入者)に対する特典であり、この注意しなければならぬことは、たとえ厚生年金の加入者の妻は、国民年金に入らなくてもその期間は通算の対象となる。いわゆるカラ期間となり、夫と離婚すると、法律上その時点から国民年金の強制被保険者となりますから、たとえ国民年金の届出をしなかつたとしても、以後の期間は、通算の対象となりません。そして、これらの期間は、あくまでも昭和三十六年四月一日以後の期間に限り、国民年金に加入しなかつた期間も通算対象期間としたのは、一生どの年金制度にも加入せず、厚生年金等の配偶者期間のみで終る場合は、通算する相手がないから問題はないが、若い時厚生年金に加入し、結婚して厚生年金の加入者の配偶者となり、いずれの年金制度にも加入しなかつた場合は、前の厚生年金の期間と後の配偶者期間を合算して、厚生年金の期間が無駄にならないようにするためです。

このように保険料のかけ捨てというものがなくなり、各制度に加入した期間を見合せて年金が、通算老年金として支給されるしくみになつていくわけですね。(つづく)

養強化食品の無償配給などによる母子衛生にも重点配意してあります。

又、母子健康センターの運営が本年度から正常化する見通しが確立したので、これの充実に配意してあります。

清掃費については加率的に増大する塵芥を処理するため高効率の焼却炉を広域行政を以て処理する方針を樹て進捗しつゝありますので、この負担が計上してあります。又、ごみ集積専用自動車を購入するための経費も計上してあります。

産業振興関係費
農業、林業、畜産の各部門には、近代化設備の促進、生産増強の促進、教育情報の提供等を計るために特に注意を注いであります。

土工費
道路新設改良事業を重点施設することとし、継続事業の実施にも意を用いてあります。橋梁維持については新規に計上してあります。

都市計画事業の国庫予算
大巾投入に要する受入態勢には万全を期してあります。この他公共事業、単事業

の受入にも充分な配慮がしてあります。

消防費
常勤、非常勤共に組織強化に努めると共に、向上について意を用いてあります。特に非常勤関係に於ては機械設備の増強を計ることになつています。

教育費
教育費については全般的な管理、振興に配意しました。特に小学校の危険校舎の撤去と東運動場の使用目的変更を実施することになつています。

又、小、中学校とも事務能力の向上と、研究向上に努めるために事務機器の購入費が計上してあります。

国保会計

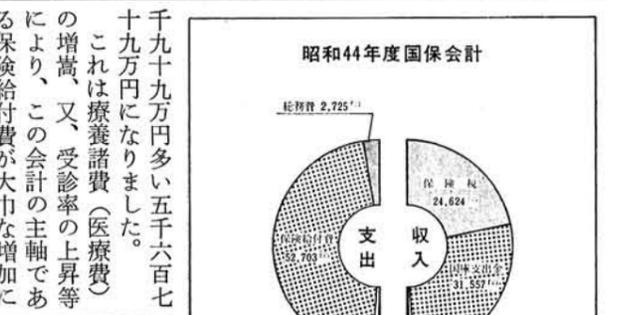
年々大型化する国保会計

総額	5,679万円
保険税	20,796円
保険給付費	45,434円

昭和四十四年度の国民健康保険会計の規模は前年度より

一、歳入について
この会計の特殊性から支出に見合う収入を得なければならぬといふことから療養費等の増嵩による保険給付費の大巾増加により前年度より四十万円の増額を見込みました。保険税は、年収入の四十三パーセントを占めて、協力を願います。

二、歳出について
これは療養費(医療費)の増嵩、又、受診率の上昇等により、この会計の主軸である保険給付費が大巾増加したためであります。



総務費
これは役場事務及び運営審議会に用いる経費で支出全体の四・七パーセントに占めております。

保険給付費
歳出の中の九十二・八パーセントが療養給付のための費用となつております。これは皆さんが医者にかかれたときに支払う総医療費の七割相当額で前年に比べ四十万円多くなつております。

参考
年間平均世帯数 一千六百六十世帯
年間平均被保険者数 四千八百八十五人
受診率(一人あたり) 五・七二回
一件あたり費用額 二千七百九百五十四円
一件あたり費用額 一千六百二十七円

担金、保険税の軽減措置、財政調整のための補助金で前年度に比べ七百万円多くなり全収入の五十五・六パーセントを占め、この二つで歳入の九十八・九パーセントを占めております。

水質改善と設備改良に着手
本年度より二ケ年で計画
昭和四十四年度上水道会計の予算総額は六千三百五十七万円を計上したが、そのうち水道事業費用として約千七百八十万円の経費に対して、収入では料金収入として約千五百六十万円を見込んでおります。

事業運営の経費の主なものとしては電力料百五十万円、修繕費百二十万円、人件費五百万円、材料費、工事費で約六十万円、借入金利息四百六十万円、資産償却費約三百六十万円、その他百三十万円となつております。

投資的経費として水質の改善と設備改良のために本年度より二ケ年事業として総事業費約七千四百万円を信濃川表流水を取り入れて、水源池まで導水し、沈澱池、炉過地電気設備等を実施する予定です。

本年度は、その第一年度として、約四千万円で取水工事、導水路工事等を実施する予定になつております。

水道事業会計

収入	取水料 15,600	雑収入 4,320	合計 20,000
支出	営業費用 13,370	雑支出 2,630	合計 16,000
収入	公債 38,000	借入金 1,500	合計 39,500
支出	建設費 38,000	借入金 1,500	合計 39,500

この詩は良寛さま晩年のものであることは確かである。何故かといえ左一の死は文化四年(一八〇七年)でその後約二十年を経過した後のものであるからである。良寛さまの入寂は天保二年(一八三一年)であるから左一の死から二十四年後には良寛さまも

良寛の詩と与板

一、三輪左一(1)
左一は三輪家五代の多仲長旧の末子で文化四年五月一日に若くして死去したが、良寛和尚に師事して深くその徳風に浴し、和尚も又彼を心から敬愛していた。

(町史による)
都野神社の裏山に建てられてある詩碑は左一を追懐して詠じた詩であることは皆様御存じの通りである。

二十余年一逢君
微風臘月野橋東
行々携手共相語
行至与板八幡宮
讀み方

二十余年一逢君に逢う
微風臘月野橋の東
行く行く手を携えて共に相語る
行きて与板八幡宮に至る

既にこの世においてならなかつた筈である。
この詩は二十年も前に亡くなった左一のこと忘れられず、夢にまで左一と手を携えて語り合つたことを見る程親愛の情に溢れたものであることがわかる。

詩碑には刻してないが原文にはこの詩の前文に「左一を夢み覚めて後彷彿たり。」と書いてある。普通なら目がさめると夢などすぐ忘れてしまふものであるが覚めて後も夢が恰も現実のようにつきりしてるといつておられる処を見ると左一の人物に對し何人も及ばぬ程の敬愛の情をよせ、いつ迄もいつまでも心中に忘れかねていたことが想像される。

この詩は、はつきり與板八幡宮と呼び他の八幡宮とまぎらわしい点は毛頭ない。与板としては大事なものであると思う。良寛さまは与板新木の家の孫であるから、幼少の頃からしばしば与板には泊り来られ、八幡さまは勿論、町とであらう。与板に三輪家、山田家をはじめ多くの知己をもち交友も多かつたことも充分納得のできることである。

因みにこの詩の八幡宮は現在の社殿ではなく現在のものは良寛さま入寂後天保十一年に本殿ができ、嘉永元年に拜殿が建築されたものであることを附言しておく。

良寛詩集(大島花東、原田勘平註訳)には右の外左一に関する詩が数篇ある。その写真も私に持合せがないのが遺憾であるが次号には詩だけ載せることになるであらう。

駒形新作記



上水道会計

水質改善と設備改良に着手 本年度より二ケ年で計画

投資的経費の中には借入金の元金返済分が約三百八十万円あります。その他、配水管の接続工事等の費用があり、合計四千五百七十七万円となつております。

収入では企業債(借入金)として、三千八百万円を予定し一般会計から百五十万円繰出されることになつております。